

○京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例施行規則

平成16年11月 5 日

京都府規則第37号

京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例施行規則をここに公布する。

京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例（平成16年京都府条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(清掃及び消毒の基準)

第2条 条例第5条第3号の規定による清掃及び消毒は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる基準によるものとする。

区分	基準
温泉を貯留する槽	定期的に清掃及び消毒を行い、生物膜を除去すること。
浴槽	浴槽湯水の排出の都度、清掃及び消毒を行うこと。
ろ過器	1週間に1回以上逆洗浄等の適切な方法で洗浄又は清掃を行い、生物膜を除去すること。
浴槽湯水を循環させている配管	定期的に薬品による洗浄等を行い、生物膜を除去すること。
集毛器	毎日清掃すること。
浴槽から排出された湯水を浴槽湯水として再利用するために貯留する槽	頻繁に清掃及び消毒を行い、生物膜を除去すること。

(水質基準等)

(1) 浴槽湯水は、次の表の左欄に掲げる項目について同表の中欄に掲げる検査方法により行う水質検査において、同表の右欄に掲げる基準（温泉法（昭和23年法律第125号）に基づく温泉等を使用する場合で、同表の濁度又は有機物（全有機炭素（TOC）の量）若しくは過マンガン酸カリウム消費量の基準を適用し難いときは、当該基準を除く。）に適合すること。

項目	検査方法	基準
濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	5度以下であること。
有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は有機物（全有機炭素（TOC）の量）による	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量に	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては1リットル中に8ミリグラム以下、過マンガン酸カ

ことが不適切と考えられる場合は過マンガン酸カリウム消費量	あつては滴定法	リウム消費量にあつては1リットル中に 25 ミリグラム以下であること。
大腸菌	特定酵素基質寒天培地を用いた平板培養法（混釈平板法）	1 ミリリットル中に1コロニー形成単位以下であること。
レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	100 ミリリットル中に10コロニー形成単位未満であること。

(2) 原湯、原水、上がり用湯水及び打たせ湯に使用する湯水は、次の表の左欄に掲げる項目について同表の中欄に掲げる検査方法により行う水質検査において、同表の右欄に掲げる基準（温泉法に基づく温泉等を使用する場合で、同表の濁度又は有機物（全有機炭素（TOC）の量）若しくは過マンガン酸カリウム消費量の基準を適用し難いときは、当該基準を除。）に適合すること。

項目	検査方法	基準
色度	比色法又は透過光測定法	5度以下であること。
濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	2度以下であること。
pH 値	ガラス電極法	5.8 以上 8.6 以下であること。
有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は有機物（全有機炭素（TOC）の量）によることが不適切と考えられる場合は過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量にあつては滴定法	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては1リットル中に3ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットル中に 10 ミリグラム以下であること。
大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。
レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	100 ミリリットル中に10コロニー形成単位未満であること。

2 条例第5条第4号の規定による水質検査は、次に掲げる基準によるものとする。

(1) 浴槽湯水（循環ろ過装置を用いて再利用しているものに限る。）については、次のとおりとすること。

ア レジオネラ属菌について1年に1回以上検査を行うこと。ただし、レジオネラ属菌に汚染される可能性が高い場合には、検査の頻度を高めるものとする。

イ 新規に入浴施設を設けた場合又は配管系統の改変を行った場合は、前項第1号の項目の全てについて検査を行うこと。

- (2) 原湯、原水、上がり用湯水及び打たせ湯に使用する湯水については、新規に入浴施設を設けた場合又は配管系統の改変を行った場合に、前項第2号の項目の全てについて検査を行うこと。

(塩素消毒の基準)

第4条 条例第5条第5号及び第8号ただし書に規定する規則で定める基準は、遊離残留塩素濃度又はモノクロラミン濃度を頻繁に測定し、遊離残留塩素濃度にあつては1リットル中0.4ミリグラム程度(最大1リットル中1ミリグラム)、モノクロラミン濃度にあつては1リットル中3ミリグラム程度を保つこととする。

(衛生管理基準)

第5条 条例第5条第10号に規定する規則で定める衛生管理基準は、次のとおりとする。ただし、医療施設及び社会福祉施設等の入浴施設については、入浴者の介助を行うに当たり第3号又は第4号に掲げる措置に代わる措置を講じるときは、当該基準を適用しない。

- (1) 消毒装置を設ける場合にあつては、消毒装置の維持管理を適切に行うこと。
- (2) 温泉を貯留する槽内の湯水の温度は、摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、頻繁に浴槽湯水の消毒を行うこと。
- (3) 浴槽に入る前には身体を洗うこと等の入浴上の注意事項を脱衣室等の入浴者の見やすい場所に表示すること。
- (4) 飲用に適さない湯水を誤って飲むことを防ぐための表示を行うこと。
- (5) 条例第5条第4号の規定による水質検査の結果及び同条第9号に規定する点検表による管理記録を3年間保管すること。

(立入検査の身分証明書)

第6条 条例第8条第2項に規定する証明書の様式は、知事の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する規則(令和4年京都府規則第20号)の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。